

不適正利用対策に関するワーキンググループ（第14回）

令和8年7月22日

【園部利用環境課課長補佐】 本日は、皆様お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、不適正利用対策に関するワーキンググループ第14回会合を開催いたします。

本ワーキンググループの事務局を務めます、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課の園部でございます。

事務局からのウェブ会議による開催上の注意事項につきましては、投映しておりましたとおりでございます。

本日の資料は、議事次第と資料14－1を用意しております。

注意事項は以上でございます。

これ以降の議事進行は、大谷主査にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】 大谷でございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。

前回の会合では、携帯電話不正利用防止法の改正に基づく制度整備の方向性について、事業者団体からのヒアリングを行い、活発な意見交換を実施いたしました。今回は、前回の会合での議論の結果を踏まえて、論点整理を進めたいと思います。

まずは、事務局から論点整理の案について御説明をお願いいたします。

【園部利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局から、前回の事業者団体へのヒアリング及び御議論を踏まえた論点整理案について御説明いたします。

資料14－1を御覧ください。

1 ページ目については、これまでの検討経緯ですので、割愛いたします。

2 ページ目でございます。主な論点を振り返りますと、1として、どのようなデータ通信専用SIMを本人確認義務等の対象にするか、2として、携帯通信役務等の提供を拒むことができる回線数をどのように定めるか、3として、法人の契約担当者等の権限・地位確認の具体的な方法としてどのようなものを定めるか。この3点がございました。

これらについて、前回、事業者団体2団体へのヒアリングと意見交換を実施いただきました。これを踏まえて、今回、論点整理をいただきたいと考えているものでございます。

論点整理ができましたら、親会である研究会に御報告いただきたいと考えております。

3 ページ目でございます。まず、第 1 の論点、本人確認義務等の対象となる電気通信役務の範囲でございます。以降、各論点について、事業者団体へのヒアリング、主な御意見及び論点整理案という形で御説明申し上げます。

まず、事業者団体へのヒアリングでございます。おおむね賛同の御意見を頂きました。その中で、不特定多数へのSMSの送受信が技術的に制限されるデータ通信専用SIMについては対象外としていただきたい旨の御意見を頂きました。また、IoT機器向け等の不正利用のおそれが低いと想定されるものについては対象外とすべきであり、用途、機能及び差し替え可否の視点で検討いただきたい旨の御意見も頂きました。

続いて、主な御意見でございます。

まず、4 ページ目は、SMS機能の取扱いについての御意見でございます。

全般的に申し上げれば、SMS機能の有無を基準として、あれば対象とし、なければ対象外とすることに賛同の御意見を頂いたものでございます。これに加え、SMS機能がなければ安心とは言い切れず、今後の検討課題とする必要があるとの御意見や、何を対象外とすると同時に、なぜ対象外として良いかの検討が必要であり、犯罪者にとって不正を行う費用対効果が悪いという状況になれば良いとの御意見がございました。

5 ページ目は、IoT機器向けを含めた用途・機能制限の取扱いについての御意見でございます。

IoT機器向け以外のものも含め、対象外とすべき役務について御意見をいただいたものでございます。まず、フードデリバリー業界において飲食店に提供している端末の事例を御紹介いただきつつ、IoT機器向けといった形で列挙するより、「こういった機能制限があれば免除する」といった構成とすることで、技術中立的かつ将来の環境変化に応じた見直しがしやすい規定となるのではないかと御意見がございました。

また、一定の技術的制限が課されているものについては定性的な不正利用のリスクが低いと言えるのではないかと御意見や、IoT機器向けを除外することについては、現実的にどのように判断されるか曖昧であると問題であるので、定義や確認方法を整理しなければならぬとの御意見がございました。

こういった御意見を踏まえまして、6 ページ目の論点整理案でございます。

まず、警察庁の調査のほか、SMS機能付きデータ通信専用SIMについて、SMS認証に利用され得る等の不正利用のリスクが高いことを踏まえ、SMS機能付きデータ通信専用SIMを対象として、SMS機能のないものについて対象外とすることが適当ではないか。

また、IoT機器向けのデータ通信専用SIMについては、SMS機能を有する場合であっても、社会・経済活動への影響が大きいこと等を踏まえ、その他の用途のものも含め、その用途に応じて機能や利用方法が制限されており、不正利用のおそれが高いと考えられる場合には対象外とすることが適当ではないか。この点、例示として、不特定多数の者と通信できない技術的制限が課されているものや、SMS機能が利用できないようにする運用上有効な措置が講じられているもの等が想定されるのではないか。

その上で、個別のサービスに関する省令の解釈については、総務省において、必要に応じてQA等で分かりやすく整理することが適当ではないか。加えて、総務省においては、今後も不正利用の状況や携帯通信事業者の自主的な取組の状況等を注視し、必要と認められる場合、規制対象の電気通信役務の範囲も含めた所要の見直しを検討すべきではないか。このような形で整理できるのではないかと考えているものでございます。

続きまして、第2の論点、役務提供拒否を可能とする回線数でございます。

事業者団体へのヒアリングでは、おおむね御賛同の御意見を頂きました。その上で、利用者のニーズや今後の技術進展等による利用用途の拡大を踏まえて、これを不当に制限しないことが重要ではないかとの御意見も頂きました。

8ページ目でございます。主な御意見として、まず、総務省令で定める回線数についての御意見でございます。

音声SIMとSMS機能付きのデータ通信専用SIMそれぞれについて5回線とすることに異論はないとの御意見や、5回線という数字について、自主的な取組との連続性の観点から考えるべきではないかとの御意見、5回線という形で実務上も支障なく運用されていることを踏まえ、1つの目線になるのではないかと御意見がございました。他方で、原則5回線という点について、利用者から見たサービスのメリットを制限していると考えられ、妥当性はよく分からない。正当な利用用途が確認できる場合には、上限の例外とすることは正しいと考えられ、必ずしも5回線である必要がないという考え方があっても良いとの御意見、5回線を超える回線数を悪用した不正利用が目立つ等の状況があれば、今後の見直しを否定するものではないとの理解であるとの御意見もございました。

9ページ目でございます。具体的な事例の取扱いや携帯通信事業者における実際の御対応についての御意見でございます。

携帯通信事業者の自主的な対応の中で回線契約の必要性が確認されるとともに、場合によっては実際に提供を拒否していくような運用を確立していくことが重要ではないかとの

御意見や、携帯通信事業者が説明責任を果たせるかどうかのポイントであり、多回線契約を許容し、又は推奨した結果として不正利用された場合については、携帯通信事業者の道義的な責任やレピュテーションリスクが問われることになるのではないかと御意見がございました。また、正当な利用用途については非常に多様な場合が想定されるため、省令だけではなくガイドライン等で示すことが考えられるのではないかと御意見もございました。

これらの御意見を踏まえて、10ページ目の論点整理案でございます。

音声SIM・SMS機能付きデータ通信専用SIMそれぞれの上限について、制度の趣旨を踏まえ、携帯通信事業者が自主的に設定している上限が適切に運営されていること等を参考とし、正当な利用用途が確認できなかった場合について上限を5回線とするべきではないか。その上で、正当な利用用途が確認できる場合等については、当該確認がなされた回線数を上限とするべきではないか。特に、適当な方法により御家族の方等の利用者登録が行われている場合等については、正当な利用用途が確認できたと考えることが適当ではないか。

そのほか、総務省において、必要に応じて主要な事例を整理し、QA等において分かりやすく明示することが適当ではないか。携帯通信事業者においては、多回線契約の不正利用に対する自主的な対策をさらに進めるべきではないか。事業者団体においては、そのための業界ルールの策定等について、主導的な役割を果たすべきではないか。

加えて、総務省においては、必要と認められる場合には、回線数の上限の見直しやさらなる対策の徹底も含め、所要の見直しを検討すべきではないか。以上、このような形で整理できるのではないかと考えているものでございます。

続いて、11ページ目から第3の論点、代表者等の権限・地位確認の方法でございます。

まず、事業者団体へのヒアリングでは、おおむね賛同の御意見を頂きました。

その上で、具体的な運用方法や対応を明示いただきたいとの御意見や、契約担当者等が前回契約時と同一と確認された場合、追加回線契約時における権限・地位確認を省略可とすることを要望するとの御意見も頂きました。

12ページ目は、主な御意見でございます。

まず、具体的な方法について、他法令の例をさしあたり踏襲し、一般的な方法として定めた上で、今後の推移を見ていくとの方針は合理的ではないかと御意見や、他法令で実務上の蓄積もあることを踏まえて、これに倣った方法とすることに違和感はないとの御意見、GビズID等の仕組みの将来的な活用も含め、電子的に権限・地位を確認できる方法を

取り入れていくべきであることに触れる方が良いのではないかと御意見もございました。

名刺・社員証の取扱いについては、認めないことに賛同の御意見がございました。

追加回線契約時の取扱いについては、携帯通信事業者の過剰な負担とならない仕組みとした上で様子を見ていくということで良いのではないかと御意見、追加回線契約時には、必要な確認が行われていれば、携帯通信事業者において省略してもリスクを負えるという判断なのだと理解したとの御意見もございました。

こういった御意見を踏まえて、13ページ目の論点整理案でございます。

まず、他法令における規定や利用者の利便性、用いる書類の偽造可能性等を勘案し、資料に示している①から⑤までの方法を認めることとしてはどうか。これらの確認方法については、電子的な確認方法も認めることとして、新たな電子的な確認方法が確立された場合については、その採用についても検討すべきではないか。

ただし、追加回線契約時において、相手方・代表者等それぞれの本人確認が適切に行われ、いずれも本回線契約時と同一であることが確認できた場合については、現時点においては、権限・地位確認を不要とすべきではないか。

その上で、名刺や社員証を確認する方法については、認めないとするのが適当ではないか。省令の規定に基づく具体的な運用については、必要に応じ、総務省においてQA等で分かりやすく明示することが適当ではないか。以上、そのような形で整理してはどうかと考えているものでございます。

続きまして、14ページ目は、これまで申し上げた論点に留まらない御意見でございます。

まず、早期にこの法律の施行の準備が整い、携帯通信事業者としても予測可能な状態で体制が整えられることを期待しているとの御意見がございました。

次に、現在の犯罪情勢を踏まえると、制度の抜けを突くように新たな方法を考えることが想定されるところ、こういった状況の変化を踏まえ、省令で対応できる部分については省令を見直し、さらなる法改正が必要な状況が出てくれば、それを検討することもあり得るのではないかと御意見もございました。

15ページ目以降については、参考資料ですので、割愛いたします。

以上、論点整理案等について、事務局からの説明でございました。

【大谷主査】 ありがとうございました。

それでは、論点整理案について、皆様から御意見、コメント等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

それでは、辻構成員から、よろしくお願いいたします。

【辻構成員】 辻でございます。論点整理ありがとうございます。

前回、活発な議論がなされたかと思っておりますが、議論の中で出てきた意見を具体的に整理いただいているかと思っております。

私から一応コメントさせていただこうかと思いますが、まず、論点（１）については、かなりディスカッションが多かったと思っています。

まず、基本としてSMS機能付きデータ通信専用SIMも対象とすることには、もう異論はないと思っております。ただし、IoT機器向けのものに関しては、かなり議論が広がったと思っております。資料のとおり、しっかり内容を精査する、単純にIoT機器向けではなく、その範囲であったり、その安全性であったりを考慮して整理していくということで、基本的に問題ないのではないかとと思っております。また、資料に明記されているものだけではなく、やはり状況等により対応できるようにすることが重要であると思っております。

次に、論点（２）については、５回線を原則とするという形でなく、こういった形でまとめられたのは非常に良いと思っております。後述する用途が確認できなかった場合は５回線とする、確認はこのようなものになるという書き方は、良い整理であると思いました。さらにその確認がこのような形であるとしっかり記載されたのは、非常に分かりやすいと思いますし、このまとめは妥当であると思っている次第です。

次に、論点（３）についてです。私から指摘させていただいたとおり、どうしても紙に見えてしまう表現であったものを、電子的な方法も含む形で補足いただいたので、この点についてもこれでよろしいと思っております。

私から特段の何か申し上げるものではございませんが、この方向性でよろしいのではないかと趣旨でコメントさせていただきました。

【大谷主査】 ありがとうございます。

全体の方向性について、賛同の御意見として背中を押していただいた形かと思えます。

続きまして、沢田構成員から、御発言をお願いいたします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。論点整理案の整理、大変ありがとうございます。３点とも、内容については異論ございません。詳細に記載いただいたと思います。その上で、要望その他のコメントをさせてください。

まず、（１）の本人確認義務の対象範囲ですが、まさに辻構成員がおっしゃっていたかと思いますが、IoT機器というのは、人によってイメージするものが少しずつ違う等、少

し曖昧さが残るかと思います。省令ではIoT機器とは書かないかもしれませんが、IoT機器かどうか、SMS機能付きかどうかという2つの切り口があるので、御説明いただく際には、それぞれの集合の包含関係が明確になるように表現していただきたいと思います。

論点（2）の回線数についても、良い整理をしていただいたと思います。省令には、5回線プラス正当性が確認できた回線数という形で書かれると理解しましたが、もし間違っていれば教えていただきたいと思います。

論点（3）の権限・地位の確認の方法についても、もちろん異論ございません。これも希望として、信頼できる電子的な確認方法が早く確立・一般化できると良いと思います。

以上、ありがとうございました。

【大谷主査】 ありがとうございました。

2点目については事務局への御確認だったと思いますが、ひととおり他の構成員からも御発言を頂いた上で、事務局にまとめて御回答をお願いしたいと思います。

続きまして、山根構成員から、お願いいたします。

【山根構成員】 まずは、事務局におかれましては、論点整理案を作成いただき、感謝申し上げます。

内容につきましては、これまでの議論の内容を適切に整理いただいていると認識しており、私も各論点について論点整理案の内容に賛成いたします。

その上で、いずれもその趣旨は基本的に論点整理案の内容に含まれていると理解しておりますが、2点コメントさせていただきます。

1点目は全体に関わる事項でして、現状の論点整理案は、不正利用の状況や携帯通信事業者における実務運用の状況等を踏まえた、現時点における結論の方向性と認識しておりますので、今後、その不正利用の状況や実務運用の状況の変化に応じて見直しの検討を行うことは必要だと考えております。そのためにも、警察庁や総務省におかれては、適切に今後の不正利用の状況や実務運用の状況を把握していただくことが重要と思っております。

2点目が、論点（2）の役務提供拒否についてでございます。

役務提供拒否はあくまでも「できる」旨の規定となりますので、前回、不正利用のおそれが高い多回線契約について、適切に役務提供の拒否等が行われる実務運用が確立されることが重要であるとの趣旨の発言をいたしました。他方で、論点整理案にあるとおり、正当な利用用途についても配慮が必要だという点にも異論はないところです。

この「正当な利用用途が確認できなかった場合」とありますが、事業者において積極的

な利用用途の確認を行わなければ、その正当な利用用途の確認ができた場合に当たらない等といった理屈で、利用用途の確認の事務負担を惜しんで、5回線を超える場合には一律に拒否する実務になってしまうのは望ましくないと思っておりますので、多回線契約については利用用途の確認を行った上で、不正利用が疑われる場合には役務提供拒否をして、正当な利用用途が認められる場合には役務提供が行われる形が最も望ましいかと思います。

そういった実務運用が広がるよう、省令の規定やQAの整備等も含め、総務省において自主的な取組を促進していただくとともに、業界団体におかれましても、主導的な役割を果たしていただきたいと思っております。

以上になります。

【大谷主査】 ありがとうございます。

不正利用や実務運用の状況について、総務省と警察庁への御要望もありましたが、しっかり見守っていただいて、必要があればルールの変更も行っていくことは、この時代にはやはり必要なことかと思っております。2点目には、業界団体に向けてもメッセージを頂戴いたしました。

続きまして、仲上構成員から、お願いいたします。

【仲上構成員】 日本スマートフォンセキュリティ協会の仲上でございます。

論点整理については、前回の皆様の御議論が適切に組み込まれた内容になっていると思ひまして、私自身も、全体についてはこの方向性で行くと良いと考えております。

個別の論点については、まず（１）のSMS機能付きデータ通信専用SIMの取扱いに関して、IoT機器等、通信機能が内蔵された機器を適用外にしていくことについて御議論にもあったかとは思いますが、やはりIoT機器等に組み込まれて使われる状況は非常に多岐にわたると思っており、論点整理案は、非常に妥当性の高いものと考えております。一方、こういった機器の活用の範囲に制限が生じる場合について、携帯通信事業者側が非常に難しい判断を要する規制になってしまうと、事業者の利活用範囲に萎縮が生じるケースも考えられるので、こうした実運用にわたる部分についての考慮が必要と考えております。

続きまして、論点（２）の役務提供拒否できる回線数について、5回線という数字については、現状、妥当だと思っております。

考慮すべき点としては、昨今、通信回線の利用用途を考えますと、スマートグラスやスマートウォッチ、家族向けの回線等も含めると、5回線というところがなかなか絶妙な数字になっていると思っておりまして、今後、社会全体の回線利用状況に合わせて見直し

可能な形になっていることが非常に重要と考えております。

論点（３）につきまして、代表者等の確認方式については、電子的な確認方法に関して、電子証明書の確認が最も厳しい確認方法にはなると思いますが、実運用を考えると、紙の電子的な写しを確認する方法も含め、携帯通信事業者側での現場での確認運用等に問題がないよう、配慮していく必要があると考えております。

全体的には、論点整理いただいた内容で問題ないと考えております。

【大谷主査】 ありがとうございます。

IoT機器については、事業者団体においてヒアリングに非常に丁寧に御対応いただいたこともあり、案じられていた利用の萎縮等につながらないような適切な方向でまとめられたと思っております。その上で、QA等の取りまとめに当たりましても、引き続き留意すべきポイントをお示しいただいたものと考えております。

続きまして、中原構成員から、お願いいたします。

【中原構成員】 事務局におかれては、お取りまとめいただき誠にありがとうございます。論点整理案としてお示しいただいたものにつき、いずれも大筋で異存ございません。

論点（２）の役務提供拒否を可能とする回線数に関して、まず、正当な利用用途の確認の在り方については、厳密には、どのような利用用途であれば正当かという問題と、そのような利用用途をどのように確認していくかという問題とがあると思います。

総務省が示していくガイドラインにおいては、最低限、どのような利用用途であれば正当と言えるのかを明確にした上で、確認方法、確認の在り方についても一定の事柄をサジェストして、携帯通信事業者が判断に困らないようにするというイメージかと思います。その上で、事業者団体がより細かな点について業界ルールを策定していくというイメージかと理解しております。

いずれにしても、多回線契約については、それ自体として明確に危険であるというより、予防的に規制するという側面もあると思いますので、利用者の利便性や事業者の負担を見ながら、全体として適切な方向に向かわせていくことが必要なのではないかと思います。

また、論点（２）の１点目について、本日のこれまでの構成員の皆様のコメントを伺っていますと、やや理解に差があるかと感じたところです。「後述する正当な利用用途が確認できなかった場合について５回線」とされておりますが、これは要するに正当な利用用途の確認を要することなく契約できるのは５回線であるということだと私自身は考えていましたが、そのような理解でよいかどうか一応確認させていただきたいと思います。

以上です。

【大谷主査】 ありがとうございます。

今、御発言いただいた部分については、書いてあるとおりではないかと思いますが、後ほどまとめて事務局から御発言いただきたいと思います。

また、利用用途の正当性と確認方法の問題をうまく切り分けていただき、ありがとうございます。QA等もその点を意識して分かりやすく書いていくことができれば、役務提供拒否という措置に至らず、利用者にとっての利便性も確保できるのではないかと感じました。

続きまして、星構成員から、お願いいたします。

【星構成員】 ありがとうございます。都立大学の星でございます。

もう他の構成員の方が言われたことと同じ趣旨でございますが、前回議論させていただいた点を的確におまとめいただき、事務局の皆様方も含めて本当にありがとうございます。

もちろん、中原構成員からも御指摘あったように、捉え方には若干視点によって違いが出てくるかもしれませんが、そうした点はQA等の形で的確に整理いただきたいと思います。

その上で、私からは、全体としてというわけでもございませんが、圧倒的多数の方々は大変データ通信専用SIMも適正に利用しているといった実態の中で、一部、不適正に利用する人が出てきてしまうことを抑えるために、携帯通信事業者の方にも善良な利用者の方にも一定の御負担をいただくことは大変に申し訳ない話ではございます。ただ、データ通信専用SIMも多様な使い方ができる、それだけ利便性の高いものであるということは、やはり同時に悪用の余地も高く、どうしても裏側の面が出てきてしまいます。今回の論点整理案については、まさに現状を踏まえた上での対応の在り方について最大公約数を整理いただいていると思いますが、今後、数からいけば少ないのですが、社会的なハレーションといいますか、今、特殊詐欺についても過去最悪のペースで被害額がどんどん積み上がっている状況の中、実態として新しい傾向がもし出てくるのであれば、やはりなるべく迅速に対応していく必要はあるということについて、改めて申し述べさせていただきます。

こういったサービスを提供されている事業者も、自らが提供しているサービスが犯罪インフラとして使われてしまうことに関しては、当然忍びない思いを抱かれていると思いますので、一定の御負担をいただく話ではありますが、ぜひこのような方向の下、まずはしっかり取り組んでいただきたいと思う次第でございます。

私からは以上です。

【大谷主査】 ありがとうございました。

前日も頂いた御意見は、資料にも掲載させていただき、個別の論点とは別なところですが、今後の取組の方向性において生かしていただけるものと思っております。

続きまして、鎮目構成員から、よろしくお願いいたします。

【鎮目構成員】 ありがとうございます。

私は事情により前回の会合には参加できなかったのですが、事務局におかれましては、議論の内容を非常に明快におまとめいただき、感謝申し上げます。

論点整理案に関しては、賛成でございます。その上で、これまで構成員の皆様から挙げた御意見と重なるかもしれませんが、1点述べさせていただきます。6ページ目の本人確認義務の対象となる電気通信役務の範囲でございますが、SMS機能を有する場合には、基本的に本人確認義務の対象としつつも、その用途に応じて機能・利用方法が制限されており、不正利用のおそれが低いと考えられる場合には、本人確認義務の対象外とするという整理になっているかと存じます。この点については賛成でございます。

ただし、その機能・利用方法の制限については、注記において、技術的なものが例示されているほか、「SMS機能が利用できないようにする運用上有効な措置が携帯通信事業者側において講じられている場合等」とされており、包括的なまとめがなされています。そして、明らかに機能・利用方法が制限されている場合に該当しない例として、SMS機能が利用できないことがパッケージにおいて表示されているにすぎない場合が示されており、これは誠に妥当かと思われませんが、技術的に利用できないようにされているわけではない場合であっても運用上、有効な措置が講じられていると評価できるのであれば一定の範囲で機能・利用方法が制限されている場合に該当すると認め得るということになりますと、そこが抜け穴になる懸念もございます。論点整理案においては、省令の解釈をQ&Aで分かりやすく整理する方針をお示しいただいておりますが、その際には、SMS機能が利用できない措置が有効であるということが確実に担保されるような整理をお願いしたいと存じます。

私からの意見は、その1点のみでございます。

【大谷主査】 ありがとうございました。

SMS機能が利用できないようにするための運用上の有効な措置を明瞭にQA等で示していただくことについては、前日も大いに議論したところであり、改めて御指摘いただき、ありがとうございます。

それでは、今、発言希望をいただいている構成員の皆様からは、ひととおり御意見、コメントを頂戴したところかと思しますので、事務局から補足説明をいただきたいと思いま

すが、よろしいでしょうか。

【園部利用環境課課長補佐】 事務局でございます。大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

まず、論点（１）につきまして、IoT機器向け等も含めて機能・利用方法が制限をされているものを対象外とするということと、SMS機能付きのものを対象にするということの包含関係について、分かりやすく説明すべきとの趣旨の御意見を頂きました。この点、本法律は非常に多数の事業者には遵守していただく必要があるものですので、分かりやすく説明する観点からも、しっかり明らかにしてまいりたいと思っております。

また、SMS機能の制限について、有効な措置の範囲を明らかにしていただきたいといった旨の御意見も頂きました。論点整理案では、必ずしも技術的制限ばかりではないという形で整理させていただいていると承知しておりますが、いずれにせよ有効な措置であることが必要であると理解しており、名目倒れとなって例外が無際限に拡大することにならないよう、この点もやはり分かりやすく説明するとともに、携帯通信事業者の御状況等をしっかりお伺いしつつ、整理を進めてまいります。

また、IoT機器の活用の制限を避ける観点からの御意見も頂いたところ、この点を受け止め、対象とすべきものは確実に対象としつつ、対象外とすることが念頭に置かれているものについては対象外となることを、今後も分かりやすく説明してまいります。

続きまして、論点（２）については、正当な利用用途の確認と５回線の関係について確認を頂いたと承知しております。論点整理案としては、大谷先生から補足いただいたとおり、正当な利用用途が確認できなかった場合は５回線まで、正当な利用用途が確認できた場合には当該回線数までという趣旨で理解しておりますが、その上で、どのような場合に正当な利用用途を確認するかが運用上重要ではないかとの御指摘と受け止めております。

この点、５回線以下の場合であれば、結果的に論点整理案１点目のとおりとなり、正当な利用用途の確認は要しないと受け止めておりますが、その上で、事業者の自主的な取組において、リスクに応じた利用用途の確認も含めて、しっかり検討いただきたいと考えているところでございます。

更に、その前提の下、スマートウォッチ、スマートグラス、家族の利用等を踏まえて、社会全体の動向を捉えた見直しが重要との旨の御意見も頂いたところ、その点も、利用状況を携帯通信事業者にお伺いしつつ、あるいは必要に応じて当省でもしっかり状況を調べて、今後も整理させていただきたいと考えております。

また、QA等で示すべき正当な利用用途について、こういったものを正当な利用用途と考えるか、どのように確認をするかの2つの要素があるのではないかという御示唆もいただいたところ、両方の点についてどのような形で明らかにできるか、検討させていただきたいと思っておりますし、そうした点をしっかり明らかにすることが、先程補足いたしました、自主的な確認の実効的な実施につながっていくのではないかと承知してございます。

論点（3）の代表者等の権限・地位の確認の方法については、今回、電子的な確認方法を中心に御意見いただいたものと承知しております。この点、実効的な電子的な確認方法が確立されることを希望するとの御意見のほか、当面の実務上の運用として書類の写しも認めることも含め、携帯通信事業者の負担を踏まえた検討が必要ではないかとの御意見を頂いたところ、この点についても、携帯通信事業者の御状況をしっかり聞いてまいりたいと思っております。もっとも、現時点においてあまりにも厳格な方法としてしまうと、携帯通信事業者の運用が立ち行かなくなるとの御懸念はあらうと思っております、今回の御議論の趣旨を踏まえながらQ&A等で整理してまいりたいと考えております。

網羅できているか若干不安でございますが、以上でございます。

【大谷主査】 補足説明ありがとうございます。今の事務局からの説明を受けて、さらに確認したい点等がございましたら、お願いいたします。

それでは、沢田構成員から、お願いいたします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。今の事務局の御説明はよく分かりました。特にそこに質問があるのではなく、修正をお願いしたいという趣旨でもなく、ただ、感想でございます。

論点（2）について、正当な用途を確認すべきだというトーンで今日も議論されていましたが、論点整理もそうなっていますが、今回の制度整備の趣旨に照らせば、正当な利用用途かどうかを確認するというよりは、不正が起こらない、あるいは起こる可能性が低いことを確認すれば良いのではないのかと考えております。少し考え方が変わってきたといえますか。5回線までは用途等は確認しなくてよく、申込みがあればそのまま受け入れるのが電気通信事業法上は基本であり、もちろん、その場合でも正当な理由がある場合の拒否は一応可能と理解していますが、5回線を超えて契約したいとの申出があったときに何か考えなければならないとの趣旨だったと思います。

このような用途であれば正当であるとか、そうではないといったことを携帯通信事業者が判断するのではなく、そういった使い方をすると不正利用される可能性があるかもしれ

ないというときには断ってよく、そうではないときには当然受け入れるという考え方であり、用途が正当かどうかを細かく詰める趣旨ではなかったのではないかという感想を持ちました。

【大谷主査】 ありがとうございます。

今の沢田構成員の御理解のとおりのお説明をいただけたのではないかと思います。5回線を超えるときには正当な利用用途を確認する手続が必要とするが、5回線までは今までの事業者の自主的な運営に従うこととし、これまでの業界ルールは踏襲・尊重した上で、それを上回る場合には不正利用がないことを確認できる利用用途の確認をする。そして、その確認についても、確認方法をQA等で分かりやすく記載していただくことで、携帯通信事業者にとっても、役務提供拒否をされるかもしれない利用者の方にとっても分かりやすい運用にしていくということであったと思います。今回、一番御意見が集中した部分でもありますので、QA等をまとめていく過程で、総務省から構成員の皆様にもこのような表現で良いか等の御相談があれば、ぜひアドバイスをしていただければと思っております。

【沢田構成員】 ありがとうございます。不正な利用がされる可能性が少ないということ、一言で「正当な」と言っているのだと理解しました。

【大谷主査】 ありがとうございます。

事務局においても、これまで御説明いただいた趣旨からすると、そのように受け取って差し支えないと思いますが、問題ないでしょうか。

【園部利用環境課課長補佐】 コメントいただき、ありがとうございます。

資料中、論点（２）に記載をさせていただいている趣旨についてのコメントと受け止めてございます。「正当な利用用途が確認できる場合等、不正利用のおそれが高いと考えられる場合」との記載のとおり、御示唆いただいた「正当な」の文理については、これまでの御議論の中においても、利用者の利便性と不正利用のおそれのバランスを御意図いただいていたと承知しており、そういった議論の経緯を踏まえ、QA等を整理させていただきたいと考えております。

【大谷主査】 ありがとうございます。

それでは、仲上構成員から、よろしくお願いします。

【仲上構成員】 日本スマートフォンセキュリティ協会の仲上でございます。

御議論いただいております役務提供拒否ができる回線数の表現について、携帯通信事業者側の確認の部分に関してです。基本的には、この規定は役務提供拒否ができることの趣旨

になっていると思っております、例えば、5回線をお持ちの方が6回線目を契約するときには正当な利用用途を確認されるケースは当然想定されていると思いますが、その後、7回線、8回線と増やしていく際に、都度、正当な利用用途を携帯通信事業者側で確認すべきなのか、あるいは過去の利用形態を見て、この契約者は不正利用の傾向が考えられないということであれば、ある意味オプトインのような形で、正当な利用用途の確認を何らかの方法で代替するというように、事務的な手続の部分では、携帯通信事業者側の運用上の利便性も考慮した形で制度設計をいただけると良いのではないかと考えております。

【大谷主査】 ありがとうございます。貴重な御意見を頂きました。QA等を作成する上で、事務局もぜひ参考にさせていただきたいと思います。

ただ、7回線、8回線とどんどん回線数少しずつ増えていくときに、その申込者の属性やこれまでの利用状況だけで本当に正当な利用用途を判断できるのかといった点は、私も分からないところでして、どこまでどのような確認をするのかについては、総務省の整理の腕の見せどころかと思っております。

いずれにせよ、QA等を作成する過程で、必要に応じて構成員の皆様からも個別に事務局に御助言等を頂きたいと思えますし、事務局も書き方等に迷うときには、ぜひ有識者である構成員の皆様の御意見を聞いていただきたいと思います。もちろん、本ワーキンググループを開催するまでもないものであれば、個別に意見を求めていただきたいと思います。

それでは、論点整理について検討・意見交換をしまいましたが、さらに御意見を述べられる方は、おいでになりますでしょうか。

沢田構成員、ありがとうございます。御発言なさってください。

【沢田構成員】 今後に向けた要望のような話ですが、よろしいでしょうか。

論点整理について賛同するという点は、申し上げたとおりです。

今回、本人確認を強化するというのは、度々指摘があったように、携帯通信事業者にとってはもちろん、利用者にも負担がかかることなので、これは携帯通信事業者へのお願いになりますが、なぜやるのかという目的を明確に、はっきり犯罪予防のためですと説明いただきたいと思います。法律で決まったからというのも事実なのですが、なぜこういう規制になったのか、あなたを疑っているわけではないが、必要なことなのだと説明していただきたいという要望が1点です。

加えて、制度としてはやはり、先ほど山根構成員がおっしゃったことと同じですが、効果検証が必要だと思います。今回の見直しによって犯罪者のSMS機能付きデータ通信専用S

IMの不正利用がしづらくなり、一般的なメッセージアプリの匿名アカウントを開設しようとするときに、本人認証する手段が失われて開設しにくくなることを期待しているわけですが、そうすると、次はどうやって実行犯の候補・予備軍にファーストコンタクトしてくるのが課題になってくるのではないかと思います。既に色々と起こっていると思いますが、友達の紹介であるとか、スキマバイトのプラットフォームを使う等、様々な方法で接触してくるのだらうと思いますが、そうした点も含め、今回の措置によって特殊詐欺に使われる通信手段、特に予備軍に対するファーストコンタクト等の手段がどのように変化したか、警察庁と総務省にはぜひフォローアップをお願いしたいと思っております。

他の手段に移っていったことが分かれば、それはそれでやらなければならないことが出てくると思いますが、仮にあまり変化が見られず、これまで同様にSMS機能付きデータ通信専用SIMが狙われて不正利用されている状況が続いていた場合には、何が原因か、例えば、技術的制限がかかっていたと言っているでも実は簡単に解除できるものであった、本人確認したはずであったが、その確認手段に穴があった等、何らかの原因があるはずですので、その検証ができるようにして、その検証を行った上で次の効果的な一手を考える必要があるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

【大谷主査】 貴重な御意見をありがとうございます。

やはり利用者の立場に立って考えますと、本人確認を求められる等の事務手続は、かなり煩瑣に感じることも多いと思います。携帯通信事業者の窓口・代理店等に当たり散らしてカスタマーハラスメントになる等、様々なことも考えられますので、携帯通信事業者として工夫していただくとともに、やはりこの政策の目的が分かりやすく全国に伝えられていくことも大事だと気づかせていただきました。

効果検証については、日々、警察庁もデータを集めていることと思います。そうしたデータを見ながら、これから再び抜け穴を探していく「トクリュウ」や闇バイト等について適切な手が直ちに打てるよう、引き続き、皆様のお知恵をいただきながら検討したいと思っております。

今後の進め方としましては、親会に御報告していくという段取りになります。今回の御議論を踏まえまして、本ワーキンググループの論点整理としまして、親会であるICTサービスの利用環境の整備に関する研究会に御報告するという段取りで進めてまいりたいと思いますが、既に全員の皆様から賛同の御意見を頂いておりますので、そのように進めさせ

ていただきたいと思います。

特に修正意見はございませんでしたが、もし軽微な変更等の必要がございましたら、事務局と私の方に御一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは、最後に次回の会合につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

【園部利用環境課課長補佐】 次回会合の日程につきましては、改めて事務局から御案内することといたしたいと思います。活発な御議論、ありがとうございました。

【大谷主査】 それでは、以上をもちまして、不適正利用対策に関するワーキンググループ第14回会合を終了いたします。

皆様、お忙しい中、たくさんの貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございました。